

(3) 保育緊急確保事業を活用する自治体における計画等の策定について

○ 新制度に基づく給付・地域子ども・子育て支援事業への円滑な移行を図るため、平成26年度から本格施行までの間、保育の需要の増大等への対応として、保育緊急確保事業の仕組みを盛り込んでいる(子ども・子育て支援法附則第10条)

※緊急保育確保事業…小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であって、内閣府令で定めるもの

○ 待機児童が50人以上いる特定市町村は、市町村保育計画に盛り込んだ上で、保育緊急確保事業を実施することが必要であり、それ以外の市町村も、実施計画を策定した上で実施することが可能である。

○ 保育緊急確保事業として位置付けられる事業の詳細については、内閣府令(省令)で定めることにより、平成26年度予算編成過程において具体化していくこととしているので、積極的な活用を図りたい。

○ 保育緊急確保事業実施の流れ

① 保育緊急確保事業の検討(平成25年度～)
予算編成過程において、事業の具体化(省令)

② 市町村が計画を策定(平成25年度後半)

・ 特定市町村(待機児童50人以上)の場合「市町村保育計画」に保育緊急確保事業のうち必要な事業などの事項を盛り込む
・ それ以外の市町村の場合も、新たに実施計画を策定することが可能。

③ 実施計画を国に提出(平成26年度)

④ 国が実施計画の遂行に必要な財源を交付

⑤ 保育緊急確保事業を実施(～本格施行まで)